

みんなの



文化財図鑑

無形文化財編

民俗文化財編



おきなわの文化財にふれてみよう!

沖縄県教育委員会

みんなの 文化財図鑑

無形文化財 編

民俗文化財 編

まえがき

文化財とは歴史的・文化的活動で生み出された有形・無形の所産をいいます。過去の歴史的・文化的活動は現在の我々が直接、目にすることは出来ませんが、文化財について学ぶことで、時代ごとの人々の営みを具体性を持って理解することが出来ます。国や県、市町村は、多くの文化財の中でも、とくに重要なものを指定して保護しています。

沖縄戦では多くの尊い人命とともに約 400 年間の琉球国時代の歴史の中で築いてきた貴重な文化財が失われました。このような中、1954（昭和 29）年、先人達は琉球政府文化財保護委員会を発足させ、本格的な、文化財の保存・保護活動を開始しました。戦後の復興期に培われた文化財愛護の精神は現在の教育委員会にも引き継がれています。

本書は、無形文化財に指定されている組踊、伝統舞踊、伝統音楽などの芸能や、染物や織物、漆器などを製作する工芸技術、そして、民俗文化財に指定されている、沖縄各地に伝わる民俗芸能や年中行事、祭祀に関わる建造物などを紹介しています。

無形文化財は、文字通り形がありません。そのため、日常の中でいつの間にか失われていくことにもなりかねません。しかし、その技を継承していけば、大きな災害や時代の変化によって失われることはありません。

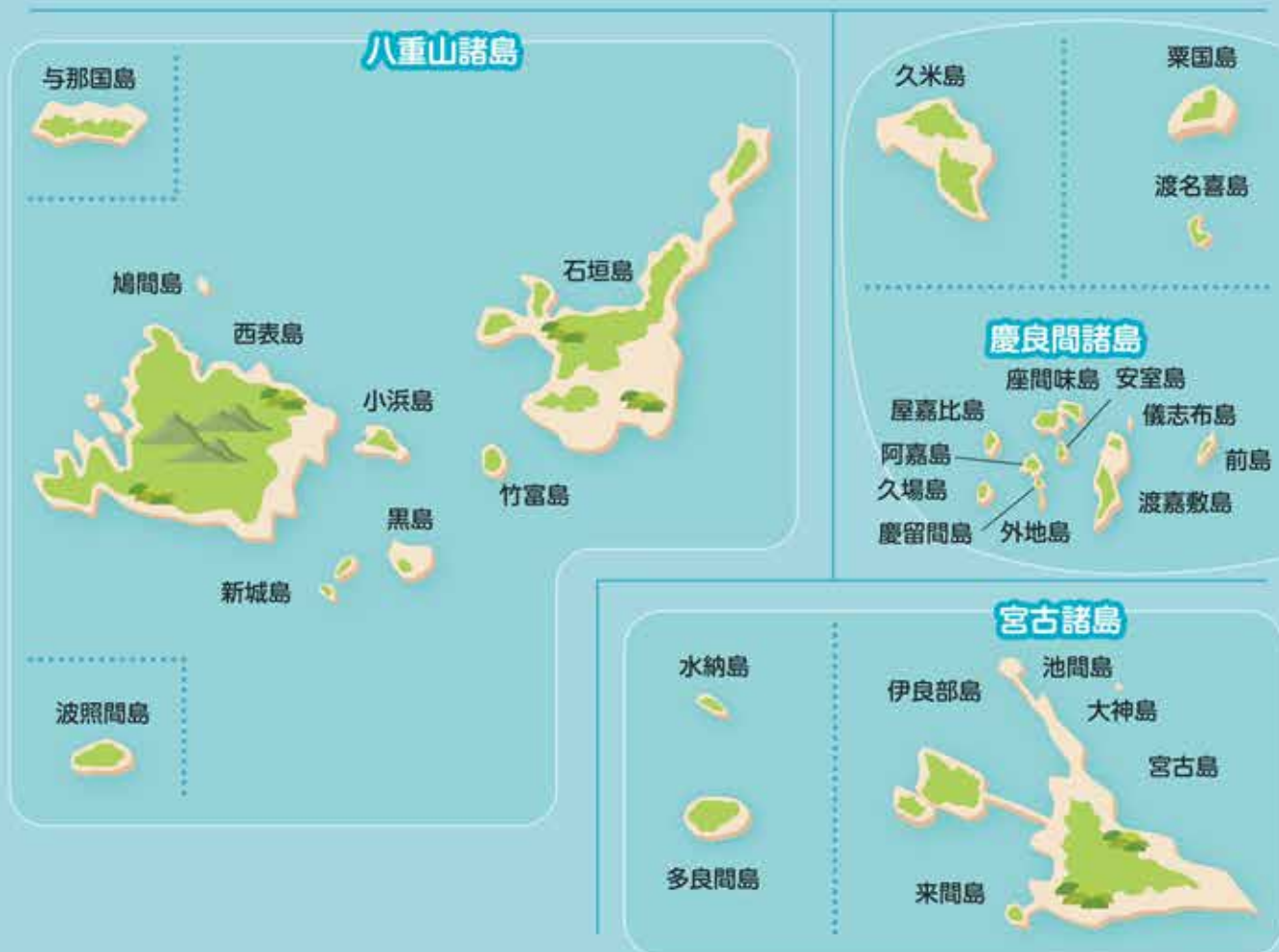
また、民俗芸能や民俗行事などの無形民俗文化財も、地域の人々の努力により今日まで受け継がれています。その一方で、沖縄戦から 75 年以上が経過し、社会の変化や少子高齢化など、継承に大きな課題も出てきています。生活・生産用具などの有形民俗文化財は、今日の生活で使われることは少なくなりましたが、生活文化を理解するために欠かせないものです。

無形文化財や民俗文化財は、私たちの生活文化やアイデンティティを形作るものとして、保存・継承されていく必要があります。本書は、先人の不断の努力によって継承された、国指定、県指定の沖縄の文化財について、図版をふんだんに加えて分かりやすくなるように紹介しています。これは、文化財への理解が深まることによって、文化財を愛する心が育まれると考えるからです。本書が様々な場で利用されることで、貴重な文化財の保護・保存、活用がより一層促進されることを望みます。

令和 3 年 3 月
沖縄県教育委員会
教育長 金城弘昌

目次 Contents

まえがき	3
I . 無形文化財	11-91
芸能に関する無形文化財	14-53
空手・古武術に関する無形文化財	54-57
工芸技術に関する無形文化財	58-91
II . 民俗文化財	93-207
沖縄本島北部及び周辺離島の民俗文化財 ..	94-127
沖縄本島中部及び周辺離島の民俗文化財 ..	128-141
沖縄本島南部及び周辺離島の民俗文化財 ..	142-153
宮古諸島の民俗文化財	154-171
八重山諸島の民俗文化財	172-207



はん れい 凡例

1. この本は、沖縄県内にある国と県が指定した無形文化財・民俗文化財を収録したものです。
2. 本書は、無形文化財と民俗文化財に分けています。無形文化財は芸能、空手・古武術、工芸技術の順に掲載しています。民俗文化財は北から順に市町村別に掲載しています。
3. 本文には、指定区分・指定年月日、指定名称、団体（保持団体・保存団体・保護団体・保存会）、指定要件（工芸技術のみ）、所在地・祭事期日・その他（民俗のみ）、写真、本文を記載しています。
4. 指定文化財の種類は①芸能、②空手・古武術、③工芸技術、④選定保存技術、⑤有形民俗文化財、⑥無形民俗文化財となっています。
5. 無形文化財の指定区分は①国指定重要無形文化財、②国選定無形文化財、③県指定無形文化財の3つに分け、ユネスコ無形文化遺産にはマークをつけています。
6. 民俗文化財の指定区分は①国指定重要無形民俗文化財、②国選択「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」、③国登録有形民俗文化財、④県指定有形民俗文化財・無形民俗文化財、⑤県選択「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」の5つに分け、ユネスコ無形文化遺産にはマークをつけています。
7. 無形文化財の名称やふりがなは、一般的な呼称です。また、本文中のふりがなは固有名詞や地名をのぞき、方言（方言による発音）によるものをカタカナ表記としました。
8. 民俗文化財の文化財名称やふりがなは、指定当時のものを用いていますが、現地での呼称が異なる場合は、本文に示しています。また、民俗文化財は方言で表記されるものが多くあります。方言での表記は、基本的に「ムトゥ（元）」のように、方言をカタカナで表記し、（ ）内に漢字の意識を当てています。しかし、漢字の意識が当てられない場合は、カタカナでの方言表記としています。方言の読みで「京太郎」のように、^{ちよんじらー}例外的に漢字の上にふりがなをふっているものもあります。

9. 用字・用語については、常用漢字の使用を原則としましたが、文化財の表現上やむを得ないものについては例外としました。
10. 本文中に出てくる年号は西暦を基本とし、() 内に中国年号（近世琉球まで）及び日本年号（近代から）を表記しました。ただし、近代以前でも一部、琉球年号や日本年号を使用した史書を出典とするものに関しては、琉球年号や日本年号を用いて表記しています。
11. 難しい用語や専門的と思われる用語は、別枠で用語解説を掲載しています。また、各ページに掲載できなかった用語については、218 ページ～229 ページに解説を掲載しています。
12. 本書に掲載された博物館、美術館などの施設で保管されている文化財については、文化財保護の観点から、展示されていない場合もありますのでご了承ください。
13. 本書の編集は、沖縄県教育庁文化財課が担当しました。

文化財の概要

●無形文化財

無形文化財とは、演劇、音楽、工芸技術そのほか人間の手によって生み出された無形のもので、歴史上または芸術上価値の高いものを総称します。無形文化財は、人間の「わざ」そのものであり、具体的には、そのわざを体得した個人または個人の集団によって体现されます。次に3つの分野の概要を解説します。

1. 芸能

沖縄の芸能は、2020（令和2）年現在、国指定無形文化財が6件、国選定保存技術が1件、県指定無形文化財が8件と、他県と比べても多く、〈芸能の島〉と称されるほど歌や踊りが盛んな地域です。

琉球国はその昔、中国、日本、東南アジアなどと外交・交易を通して繁栄を築く中、様々な異文化を吸収し、独自の伝統芸能を育みました。

琉球国王の代替わりでは、中国から来た使節団（冊封使）が数か月間滞在しました。首里王府は、冊封使を歓待するため、豪華な宴を設け、芸能を披露しました。この冊封使が乗る船を、王冠を携えたことから御冠船と呼び、演じられた芸能を御冠船踊と呼びました。

御冠船踊は、1879（明治12）年の廃藩置県以後も、役者やその弟子たちによって一般大衆の舞台上で演じられて受け継がれ、今日まで伝統の型を保持しながら上演が繰り返されています。それが沖縄の伝統舞踊や伝統音楽であり、組踊なのです。そして、これらの影響を受けて生まれたのが、八重山古典民謡や琉球歌劇です。

沖縄の芸能は、本土の芸能の要素や、さらには中国や東南アジアの影響を受けながらも、独自の芸能としての価値を持っています。また、御冠船踊よりもさらに古い時代から伝承されている土着の芸能からの影響がうかがえます。

王府の手によって保護されていた御冠船踊と、一般の民衆によって守られていた土着の芸能と、この二つの芸能が共存して今日に継承されていることが、沖縄の芸能の特徴です。

2. 沖縄の空手・古武術

県指定無形文化財の空手・古武術は、沖縄の地で生まれ、洗練され、発達した武術です。

琉球国時代に中国から伝来した武術と、琉球に元々あった武術が交じり合って調和し、現在に伝わったと考えられています。門外不出の秘儀として伝承されたため文献資料が乏しく、近年、体系化とともに、その発展と歴史をたどる研究が進められています。

「空手に先手無し」を理念の一つとする沖縄空手は、護身術及び心身修養の手段として継承されています。戦後、急速な世界的広がりを見せ、数千万人を超える愛好者を有するといわれるまでに発展するなか、伝統空手の技の継承が重視されています。

3. 工芸技術

無形文化財の工芸技術とは、陶芸、染織、漆芸などの技術で、我が国にとって歴史上または芸術上価値の高いものです。これらの伝統に培われた技術を保持する目的で、国や県、市町村は文化財として認められる技を指定して、技術の練磨や後継者の育成などの補助を行っています。

現在沖縄県では、国指定重要無形文化財工芸技術6件、国選定保存技術3件、県指定無形文化財5

件の多彩な工芸技術が指定されています。

沖縄の工芸技術の特徴づける条件として、第一に挙げなければならないのが地理的な条件です。沖縄は、日本列島の南西に位置し、湿潤な亜熱帯気候に属しています。また日本本土や中国、朝鮮、東南アジアのほぼ中央にあるということも重要な点です。沖縄の染織、陶芸、漆器などの工芸技術や作品には、様々な地域の影響を見ることができます。もっともよく知られているのが絣で、この技法はインドや東南アジアで発達し、琉球に伝わって幾何学文様の独自の作品世界をつくりあげました。また首里王府は漆芸、織物の技法を導入するために、中国に人を派遣して技術修得につとめさせました。その他、首里の花織や、読谷山花織には東南アジアの織物の影響がうかがわれます。

沖縄の工芸技術は、地理的な条件の他にも自然、歴史、文化などの風土に育まれながら発達してきました。しかし、1879（明治12）年の廃藩置県以後、大きく変化する時代の中で浮き沈みを体験することになります。この間に技法や技術の改良が施され、今日に至っています。その例として宮古上布や八重山上布があげられます。また、喜如嘉の芭蕉布のように、いったん衰退したものが、関係者の努力によって戦前の状況より活発化している例もあります。びん型も、戦前にはすでに衰退した状態でしたが、関係者の努力によってみごとに復興しました。しかし、伝統技術の保存には困難が伴うことから、国や県の補助で後継者の養成に力を注いでいます。

●民俗文化財

民俗文化財は、文化財保護法で「国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの」とされており、有形と無形の民俗文化財があります。

有形民俗文化財は、衣食住、生産・生業、交通・運輸・通信、交易、社会生活、信仰、民俗知識、民俗芸能・娯楽・遊戯、人の一生、年中行事に用いられるもので、「生活の中で伝統的に使われてきたもの」といえます。また、無形民俗文化財には、風俗慣習（地域の祭祀や行事など）、民俗芸能、民俗技術（地域で伝承されてきた生活や生産に関する用具、製品を作る技術）があり、「人々の生活文化や地域文化の土台となるもの」だといえます。

県内の民俗文化財は、2020（令和2）年現在、有形民俗文化財が国登録1件、県指定19件、無形民俗文化財が国指定9件、県指定6件、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財として国選択18件、県選択3件となっています。沖縄の民俗文化財を特徴づける要因としては、160の島々（有人島数47）から成り立つ島嶼地域である地理的要因により島々の多様性が生まれたことや、琉球国時代の中国をはじめとする海外との外交・貿易により各地の文化を取り入れ、沖縄独自の文化をつくりあげてきた歴史的背景が考えられます。

社会や経済の発展に伴って、私たちの生活様式は大きく変化しました。民俗芸能や年中行事、祭礼なども変容しつつあり、有形民俗文化財も、現在では必要ないものとして廃棄されたり、散逸する恐れがあります。民俗文化財は、人々の生活の中に伝承されてきたことから、私たちの生活の歴史を考える上でも貴重なものであり、保護・保存を図っていくことが必要です。

